

指向性音声ポップによる振り込み詐欺被害防止の取組

1 試行予定期間

令和5年3月15日（水）から同年4月14日（金）頃までの間（1か月間）

2 設置場所

区内銀行ATM

3 試行内容

- ① ATM機周辺（遮へい板等）に「指向性音声ポップ」（※）を設置する。
- ② 区民等がATMを利用した際に、注意喚起の音声を送り、注意を促すことで還付金詐欺被害を未然に防止できるかを検証する。

※「指向性音声ポップ」とは

単一方向のみに音を届ける指向性スピーカーの機能に着目したもので、ATMの遮へい板等に設置することで、ATM操作者だけに「警察からの声」で注意を促すことができる機器のこと。さらに、ATM操作者が携帯電話等で通話している場合に、当該機器からの注意喚起の音が、通話の相手先（犯人側）にも届くことで、犯行を断念させる効果が見込まれる。

4 その他

ATM利用者に対しては、引き続き警視庁で推進しているATM周辺で通話をしない、させないを目的とした「ストップATMでの携帯電話」運動を促進し、社会ルールとしての定着を図っていく。